

表彰規程

呉市手をつなぐ育成会

(趣 旨)

第1条 知的障害児・者の教育・福祉の進展に寄与し、または啓発活動に尽力するなどその功績が顕著な者、及び知的障害者で自立している者に対して、呉市手をつなぐ育成会会長（以下「本会会長」という。）が表彰または感謝の意を表する。

(表彰・感謝)

第2条 この規程による表彰または感謝は、呉市手をつなぐ育成会総会でこれを行うものとする。
2 表彰または感謝は、本会会長の表彰状または感謝状、及び記念品を贈呈してこれを行う。

(表彰の対象)

第3条 本会会長が表彰する者は、呉市手をつなぐ育成会（以下「本会」という。）の会員または知的障害児・者施設保護者会（以下「各会」という。）に所属する者で、本会及び各会の充実発展に貢献しその功績が顕著な者、及び知的障害者で、他の模範となる者（主として自らの収入により生活している者など）とする。

(感謝の対象)

第4条 本会会長が感謝の意を表する者は、次に定める者を対象とする。

- (1) 知的障害児教育に貢献し、その功績が顕著な者
- (2) 知的障害児・者の施設職員で、その功績が顕著な者
- (3) 知的障害者の雇用に協力して、その功績が顕著な者
- (4) 前各号に定めるもののほか、本会及び各会の充実発展に貢献し、その功績が顕著な者

(表彰該当の資格)

第5条 通算10年以上経過した者で本会及び各会より推薦された者とする。ただし、知的障害者本人については、就労などの期間を通算10年以上とする。

(感謝該当の資格)

第6条 感謝に該当する者の資格は、次に定めた条件を具備するものとする。

- (1) 知的障害児の教育に従事し、通算10年を経過した者で関係機関より推挙された者
- (2) 知的障害児・者の施設に勤務し、通算10年を経過した者で、施設又は本会保護者会より推挙された者
- (3) 知的障害者を雇用している事業所で、関係機関より推挙されたもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、理事会で推挙された者

(表彰審査委員会)

第7条 表彰または感謝の該当者の審査は、会長の委嘱する表彰審査委員による。

(県表彰等の推薦)

第8条 表彰審査委員会の具申により、本会の表彰を受けた者の中から、県・中国・全国表彰の推薦をする。

(委 任)

第9条 この規程に定めのない事項は、本会会長がその都度定める。

付 則

この規定は、昭和62年5月1日から施行する。

平成 9年 3月31日 一部改正

平成17年 4月25日 全面改正

平成28年 5月23日 一部改正

令和 3年 5月26日 一部改正

令和 5年 2月16日 一部改正